



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

<b>規則</b> .....	2
大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則（保育幼稚園課） .....	2
大和高田市会計規則の一部を改正する規則（収納対策課） .....	4
<b>訓令</b> .....	4
令和6年度大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（こども家庭課） .....	4
<b>告示</b> .....	6
公示送達（保険医療課） .....	6
指定管理者の指定（生活安全課） .....	6
放置自転車等の移動、保管（生活安全課） .....	7
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	8
大和高田市議会定例会の招集（財政課） .....	8
広告物の除却、保管（都市計画課） .....	8
指定居宅介護支援事業の廃止の届出（介護保険課） .....	9
<b>公告</b> .....	9
天理・大和高田・葛城地域 循環型社会形成推進地域計画（第3期計画）策定業務に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	9
公売公告（収納対策課） .....	13
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） .....	14
令和6年度大和高田市職員採用試験（土木職）の実施に関する公告（人事課） .....	14
令和7年4月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課） .....	20
令和7年度複合機リース（企画整備課）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	22
大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務における委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（こども家庭課） .....	25
大和高田市教育ICT環境整備一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	26
令和6年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課） .....	28
<b>教育委員会</b> .....	34
大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則（学校教育課） .....	34
大和高田市中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則（生涯学習課） .....	34
大和高田市教育委員会2月定例委員会の招集（教育総務課） .....	34
大和高田市通級による指導の実施の手続に関する要綱の一部を改正する告示（学校教育課） .....	35
<b>選挙管理委員会</b> .....	45

大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	45
大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	45
<b>監査委員</b>	45
定期監査の実施結果(監査委員)	45
<b>農業委員会</b>	46
大和高田市農業委員会3月定例委員会の招集(農業委員会)	46
<b>公営企業</b>	46
奈良県橋梁工事に伴う給配水管移設受託工事(TO1)に関する条件付き一般競争入札(水道工務課)	46

**規 則**

**規則第4号**

大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月6日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条に次の2項を加える。

5 市長は、子ども以外の次に掲げる者が給食の提供を受ける場合に、当該提供に要する費用のうち負担すべき費用として当該各号に定める額を徴収する。

(1) 条例第5条の規定による事業を行う職員 月額4,900円。ただし、300円に給食の提供を受けた日数を乗じて得た額が4,900円を越えない月にあつては、当該額を徴収する。

(2) 前号以外の者 300円に給食の提供を受けた日数を乗じて得た額

6 給食費の徴収については、市長の指定する方法により行う。

別表第3中「5,100円」を「5,450円」に、「4,350円」を「4,700円」に、「150円」を「170円」に改める。

別表第4中「260円」を「290円」に、「40円」を「50円」に、「220円」を「240円」に、「150円」を「170円」に改める。

第2条 大和高田市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3中「5,450円」を「5,800円」に、「750円」を「1,050円」に、「4,700円」を「4,750円」に改める。

別表第4中「290円」を「310円」に、「50円」を「70円」に改める。

(大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号ア中「9日」を「8日」に改め、同条に次の2項を加える。

5 市長は、子ども以外の次に掲げる者が給食の提供を受ける場合に、当該提供に要する費用のうち負担すべき費用として当該各号に定める額を徴収する。

(1) 条例第6条に規定する事業を行う職員 月額4,900円。ただし、300円に給食の提供を受けた日数を乗じて得た額が4,900円を越えない月にあつては、当該額を徴収する。

(2) 前号以外の者 300円に給食の提供を受けた日数を乗じて得た額

6 給食費の徴収については、市長の指定する方法により行う。

別表第1中「4,100円」を「4,400円」に、「3,400円」を「3,700円」に、「5,100円」を「5,450円」に、「4,350円」を「4,700円」に、「150円」を「170円」に改める。

別表第2中「230円」を「270円」に、「40円」を「50円」に、「190円」を「220円」に、「260円」を「290円」に、「220円」を「240円」に、「150円」を「170円」に改める。

第4条 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,400円」を「4,700円」に、「700円」を「1,000円」に、「5,450円」を「5,800円」に、「750円」を「1,050円」に、「4,700円」を「4,750円」に改める。

別表第2中「270円」を「290円」に、「50円」を「70円」に、「290円」を「310円」に改める。

(大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正)

第5条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則(平成17年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「日額250円」を「日額270円」に改める。

第6条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「日額270円」を「日額290円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第1条、第3条及び第5条の規定は令和7年4月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定は、令和7年4月1日(第2条の規定による改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定にあつては令和8年4月1日)以後に給食の提供を受けた者について適用し、令和7年4月1日(第2条の規定による改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定にあつては令和8年4月1日)前に給食の提供を受けた者については、なお従前の例による。

(大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則による改正後の大和高田市立こども園条例施行規則の規定は、令和7年4月1日(第4条の規定による改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定にあつては令和8年4月1日)以後に給食の提供を受けた者について適用し、令和7年4月1日(第4条の規定による改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定にあつては令和8年4月1日)前に給食の提供を受けた者については、なお従前の例による。

（大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則による改正後の大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の規定は、令和7年4月1日（第6条の規定による改正後の大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の規定にあつては令和8年4月1日）以後に昼食の提供を受けた者について適用し、令和7年4月1日（第6条の規定による改正後の大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の規定にあつては令和8年4月1日）前に昼食の提供を受けた者については、なお従前の例による。

### 規則第5号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第18号中「督促手数料及び」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 訓令第2号

令和6年度大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

令和6年度大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和6年度大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和6年度大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) こども家庭課長
- (3) 健康増進課長
- (4) 情報政策課長
- (5) 法務課長
- (6) 財政課長
- (7) 保護課長
- (8) 社会福祉課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、こども家庭課長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

**告 示**

**告示第10号**

令和6年度後期高齢者医療保険料第6期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年2月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和7年1月22日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第11号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和7年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（1）施設の名称

J R高田駅西側駐車場

（2）施設の所在地

大和高田市本郷町218番地3

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

（1）団体の名称

名称 タイムズグループ

代表者 西川 光一

（2）団体の所在地

東京都品川区西五反田二丁目20番4号

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市自動車駐車場条例（平成8年条例第24号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**告示第12号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年2月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年1月9日			1							
令和7年1月10日	1									
令和7年1月20日	1									
令和7年1月24日	1									
令和7年1月30日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年1月22日	大和高田市田井466-4先路上	1	
令和7年1月31日	大和高田市三和町17-29 地下道入口付近	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
  - ア 移動費 2,000円
  - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を超過した日以降は、大和高田

市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

#### 7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

#### 告示第13号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年2月20日

大和高田市長 堀内 大造

##### 1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

##### 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

##### 3. 処分年月日

令和7年5月1日

##### 4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年11月1日から令和6年11月30日までの間

#### 告示第14号

令和7年3月3日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和7年2月21日

大和高田市長 堀内 大造

#### 告示第15号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

令和7年2月21日

大和高田市長 堀内 大造

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）

2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。

3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）

4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課

TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	株式会社末裕住建	はり札	4	市内	R7.2.6	R7.2.6	都市計画課屋外倉庫
2	不明	はり札	1	市内	R7.2.6	R7.2.6	都市計画課屋外倉庫

**告示第16号**

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和7年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称  
合資会社 豊秀
- 2 指定する事業所の名称及び所在地  
ケアセンター あ・うん  
奈良県大和高田市磯野東町4-16
- 3 廃止年月日  
令和7年4月1日
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援

**公 告**

**公告第14号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年2月7日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 業務番号 高契第41号

- (2) 業務名 天理・大和高田・葛城地域 循環型社会形成推進地域計画（第3期計画）策定業務
- (3) 履行場所 大和高田市クリーンセンター（大和高田市今里川合方23番地）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 5,373,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 5,373,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 4,040,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）に登録している者であること。
- (2) 循環型社会形成推進地域計画策定業務の履行実績を有し、次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の照査技術者との兼務は認めない。
  - ① 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学」）
  - ② 技術士（「衛生工学部門：廃棄物－資源循環又は廃棄物管理」）
- (3) 循環型社会形成推進地域計画策定業務の履行実績を有し、技術士（「総合技術監理部門：衛生工学」）の資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(2)の管理技術者との兼務は認めない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年2月7日（金） ～ 令和7年2月28日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年2月7日（金） ～ 令和7年2月28日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）について	令和7年2月21日（金）	質問のある者のみ、FAXにて受け

ての質疑受付期限	午後5時まで	付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和7年2月26日(水) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書の提出	令和7年2月14日(金) ～ 令和7年2月27日(木)	
開札の日時	令和7年2月28日(金) 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

#### 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シ

システムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(5) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス ([keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp))

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第15号

令和7年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

最高価申込者の決定等の公告	
大和高田市公告第123号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。 国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。	
売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他
2	※財産の詳細は、別紙のとおり
最高価申込価額	1,600,000円
最高価申込者の氏名又は名称	植村 暢太郎
最高価申込者の決定日	令和7年2月10日

売却決定日時	令和7年3月3日午前10時00分
売却決定場所	大和高田市役所収納対策課

公売財産一覧表

売却区分番号	2
見積価額	1,580,000円
公売保証金	160,000円

◎公売財産の表示

- ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野
- ・地番 75番9
- ・地目 宅地
- ・地積 236.76㎡

以上登記簿による表示

◎公売財産の概要

- ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ（徒歩約17分）
- ・当該敷地の南面で中部69号線（大淀町）と接している（接面12.28m、幅員約6m）
- ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。

◎利用状況・法的規制等

（行政的条件）

- ・都市計画区域 市街化区域
- ・用途地域 第一種低層住居専用地域
- ・建ぺい率（指定） 50%
- ・容積率（指定） 80%
- ・高度地区 なし

◎その他公売条件等

- ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。
- ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。
- ・境界については、隣接地所有者と協議してください。
- ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。
- ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。
- ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。

公告第16号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月17日

大和高田市長 堀内 大造

公告第16の2号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和6年度大和高田市職

員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和7年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

令和7年7月1日採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

※両者合意の上、令和7年7月1日から令和8年4月1日までの間で採用される場合があります。大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。万が一、受験できなくなった場合は、直ちに大和高田市職員採用試験委員会に連絡してください。

【受付期間】 令和7年3月1日（土）午前9時から令和7年3月13日（木）午後5時まで

1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

職種及び試験区分	募集人数	受 験 資 格	
		年齢	学歴・資格等
土 木 職	3人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	(1) 又は (2) の要件を満たす人 (1) 学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、2級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 (2) 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人

(受験資格等に関する注意事項)

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

**2. 受験手続・申込**

奈良県電子自治体共同運営システム「e 古都なら」を利用してインターネットより申込みをしてください。

(1) 受付期間

令和7年3月1日（土）午前9時から令和7年3月13日（木）午後5時までの受信分

(2) 申込方法

大和高田市ホームページの「令和6年度大和高田市職員採用試験案内」にある各種提出書類及び証明写真を準備の上、「e 古都なら」より申込みしてください。申込は、<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、「令和6年度大和高田市職員採用試験案内」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されています。申込の修正や試験結果の通知を確認する際に使用しますので、大切に保管してください。修正依頼や試験結果の案内等試験に関する内容は、登録されたメールアドレスに送信しますので、定期的に確認してください。

\* システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

\* apply.e-tumo.jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

\* 受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。

\* 修正はこちらが指定する期限までに行ってください。

(3) 必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからダウンロードした様式を使用してください。市役所内での配布は行いません。

提出方法	提出書類等
「e 古都なら」から提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経歴及び資格等（中学校卒業から現在までの全ての経歴）</li> <li>・ 証明写真</li> <li>・ 自己PRシート（受験者本人が自筆したもの）</li> </ul>

(注意事項)

- ・ 経歴及び資格等は、無職や予備校、休職等を含め、中学校卒業から申込み現在までの全ての経歴を空白期間なく記載してください。
- ・ 証明写真は、下記の条件を全て満たす画像（JPGもしくはJPEG形式）を使用してください。  
 申込前6ヶ月以内に本人を直接撮影したもの（写真等を印刷、撮影したものは不可）  
 鮮明でかつ焦点があっており、本人と確認できるもの  
 脱帽・正面向きで胸部より上が写っているもの  
 画像が縦表示で、比率が縦：横＝4：3となるもの  
 背景が無地となっているもの
- ・ 自己PRシートは、受験者本人がボールペンで記入し、画像形式（JPGもしくはJPEG形式）で提出してください。
- ・ 申込内容及び提出書類等に不備がないか確認の上、提出してください。

(4) 受験票の送付

受験票はe 古都ならよりアップロードします。受験票は、専門試験、面接試験及び試験結果の開示が必要となります。アップロード後こちらが指定する期日までに端末にダウンロードし、印刷の上、試験当日まで大切に保管してください。受験票は期日後に削除し、再度の交付は行いません。令和7年3月19日(水)になっても受験票の確認ができない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。

※受験票を紛失された場合、面接試験当日に持参されない場合は試験を受けることができません。

3. 試験日時・科目・会場等

第1次試験（合否は4月上旬に発表する予定です。）

職種	試験内容・会場	日時
土木職 ※受験資格（1）に該当する有資格者	基礎能力試験、職場適応性検査 全国のテストセンター	令和7年3月16日（日）から 令和7年3月30日（日）まで
土木職 ※受験資格（2）に該当する専門課程の卒業者	・基礎能力試験、職場適応性検査 全国のテストセンター ・専門試験 大和高田市内	・基礎能力試験、職場適応性検査 令和7年3月16日（日）から 令和7年3月30日（日）まで ・専門試験 令和7年3月23日（日）

第1次試験について

- ・第1次試験の結果は本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

基礎能力試験、職場適応性検査について

- ・試験は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時（指定された期間内）で受験できるテストセンター方式です。会場は、47都道府県（奈良県内は奈良市、橿原市、桜井市）に設定されています。試験期間中に利用可能な会場については、<https://cbts.com/testcenter/testcenter/>をご確認ください。
- ・申込期間終了後に、WEB申込の際に登録されたアドレスにテストセンターの予約案内メールを送信します。3月17日(月)になっても届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるように設定してください。
- ・予約案内メールに掲載しているURLからテストセンターの予約を行ってください。予約する際のIDとパスワードは受験申込時にe 古都ならで発行されたものとは異なります。ご注意ください。予約の変更は、受検日の前日の午後2時まで可能です。
- ・試験結果の流用はできません。
- ・期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システム用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた遅延等による期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。
- ・テストセンターでの受検には本人確認書類（顔写真付き身分証明書等）が必要です。詳細は、案内メールを確認してください。

専門試験について（土木職（2））

- ・申込期間終了後に受験票及び専門試験の詳細をe 古都ならにアップロードします。

**第2次試験（合否は5月上旬に発表する予定です。）**

職種	試験内容・会場	日時
土木職	・ 個人面接 大和高田市内 (詳細は合格者に通知)	・ 個人面接、実技試験 4月中旬(予定)

第2次試験について

- ・ 合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・ 試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・ 第2次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

※第1次試験合格者には、第2次試験面接日当日に、下記の書類の提出を求めます。予め準備をしておいてください。

- ・ 最終学校卒業証明書【全職種】
- ・ 受験資格対象となる学校の卒業証明書（最終学校と同じ場合は省略可）【土木職（2）の受験資格で応募するもの】
- ・ 受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し【土木職（1）の受験資格で応募するもの】

**第3次試験（合否は6月上旬に発表する予定です。）**

職種	試験内容・会場	日時
土木職	・ 個人面接 大和高田市内 (詳細は合格者に通知)	・ 個人面接、実技試験 5月中旬(予定)

第3次試験について

- ・ 合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・ 試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・ 第3次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

**4. 採用の時期**

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
  - ・ 採用予定者 令和7年7月1日付けで採用します。  
※両者合意の上、令和8年4月1日までの間で採用される場合があります。
  - ・ 補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までです。

**5. 試験結果の開示**

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
--------	------	------------

不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課
-----------------	--------------	---------------------------------

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

**6. 給与・勤務条件等**

(1) 給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。行政職給料表における初任給月額は、大卒220,000円、短大卒204,400円、高校卒188,000円です。

※令和6年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

(2) 勤務時間及び休暇

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。
- ・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

(3) 福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

(4) 教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長、新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

**7. 注意事項**

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験や検査を受験生本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個

人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。

- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページ及びe古都ならでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101

公告第17号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年2月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和7年4月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和7年4月1日から令和7年4月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を

	<p>受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）</li> <li>③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</li> </ul> <p>※⑤について、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年2月20日（木）から令和7年2月28日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中9番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和7年3月4日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和7年3月6日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年3月7日（金）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>

9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年3月12日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書の記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年3月13日(木) 午後2時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 契約方法	<p>入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第18号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年2月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和7年度複合機リース（企画整備課）
2 設置場所	大和高田市クリーンセンター（大和高田市今里川合方23番地）
3 リース期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>（2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>（4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>（2）必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>（3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和7年2月20日（木）から令和7年3月4日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと

の確認通知	し、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年3月7日(金)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年3月10日(月)午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にものみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年3月13日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年3月14日(金)午後1時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第19号**

大和高田市子ども家庭センターシステム構築・運用保守業務における委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和7年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

**1 事業概要**

(1) 事業名

大和高田市子ども家庭センターシステム構築・運用保守業務

(2) 業務概要

「大和高田市子ども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 履行期間

- ①システム構築 契約締結日から令和7年9月30日まで
- ②システム運用保守 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 契約上限額

- ①システム構築 9,702,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ②システム運用保守（6ヶ月） 8,672,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

**2 参加資格**

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市子ども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「3. 参加資格」の要件を全て満たす者であること。

**3 各種調書及び企画提案書の提出期間**

令和7年3月25日（火）午後5時まで

**4 その他**

実施要領による

**5 担当課**

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
 大和高田市 福祉部 子育て支援室 こども家庭課  
 TEL 0745-22-1101

公告第20号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市教育ICT環境整備一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和7年2月26日（水）から令和7年3月12日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和7年3月18日（火）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者へのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年3月24日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜き金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の</p>

	100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講ずることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年3月25日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第21号**

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和6年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和7年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

令和7年7月1日採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。万が一、受験できなくなった場合は、直ちに大和高田市職員採用試験委員会に連絡してください。

**【受付期間】** 令和7年3月1日（土）午前9時から令和7年3月13日（木）午後5時まで

**1. 試験概要**

<募集内容及び受験資格>

職種及び試験区分	募集人数	受 験 資 格	
		年齢	学歴・資格等
一般事務職 大	11人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人

一般事務職 高		平成11年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人
保健師	1人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	保健師免許を有する人又は令和7年3月末日までに取得見込みの人
一般事務職 (障がい者対象) 大	3人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
一般事務職 (障がい者対象) 高		平成11年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

(受験資格等に関する注意事項)

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

**【障がいへの配慮について】**

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、配慮希望申出書を申込時に必ず提出してください。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施や公務への支障等により、配慮できない場合もあります。

**2. 受験手続・申込**

奈良県電子自治体共同運営システム「e 古都なら」を利用してインターネットより申込みをしてください。

(1) 受付期間

令和7年3月1日（土）午前9時から令和7年3月13日（木）午後5時までの受信分

(2) 申込方法

大和高田市ホームページの「令和6年度大和高田市職員採用試験案内」にある各種提出書類及び証明写真を準備の上、「e 古都なら」より申込みしてください。申込は、<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、「令和6年度大和高田市職員採用試験案内」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されています。申込の修正や試験結果の通知を確認する際に使用しますので、大切に保管してください。修正依頼や試験結果の案内等試験に関する内容は、登録されたメールアドレスに送信しますので、定期的に確認してください。

\* システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

\* apply.e-tumo.jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

\* 受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。

\* 修正はこちらが指定する期限までに行ってください。

(3) 必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからダウンロードした様式を使用してください。市役所内での配布は行いません。

提出方法	提出書類等
「e 古都なら」から提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経歴及び資格等（中学校卒業から現在までの全ての経歴）</li> <li>・ 証明写真</li> <li>・ 配慮希望申出書 ※配慮を必要とする場合</li> <li>・ 自己PRシート（受験者本人が自筆したもの）</li> </ul>

(注意事項)

- ・ 経歴及び資格等は、無職や予備校、休職等を含め、中学校卒業から申込み現在までの全ての経歴を空白期間なく記載してください。
- ・ 証明写真は、下記の条件を全て満たす画像（JPGもしくはJPEG形式）を使用してください。  
 申込前6ヶ月以内に本人を直接撮影したもの（写真等を印刷、撮影したものは不可）  
 鮮明でかつ焦点があっており、本人と確認できるもの  
 脱帽・正面向きで胸部より上が写っているもの  
 画像が縦表示で、比率が縦：横＝4：3となるもの  
 背景が無地となっているもの
- ・ 自己PRシートは、受験者本人がボールペンで記入し、画像形式（JPGもしくはJPEG形式）で提出してください。
- ・ 申込内容及び提出書類等に不備がないか確認の上、提出してください。

(4) 受験票の送付

受験票はe 古都ならよりアップロードします。受験票は、専門試験、面接試験及び試験結果の開示が必要となります。アップロード後こちらが指定する期日までに端末にダウンロードし、印

刷の上、試験当日まで大切に保管してください。受験票は期日後に削除し、再度の交付は行いません。令和7年3月31日(月)になっても受験票の確認ができない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。

※受験票を紛失された場合、面接試験当日に持参されない場合は試験を受けることができません。

**3. 試験日時・科目・会場等**

**第1次試験（合否は4月上旬に発表する予定です。）**

試験内容・会場	日時
基礎能力試験、職場適応性検査 全国のテストセンター	令和7年3月16日(日)から 令和7年3月30日(日)まで

第1次試験について

- ・第1次試験の結果は本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

基礎能力試験、職場適応性検査について

- ・試験は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時（指定された期間内）で受験できるテストセンター方式です。会場は、47都道府県（奈良県内は奈良市、橿原市、桜井市）に設定されています。試験期間中に利用可能な会場については、<https://cbts.com/testcenter/testcenter/>をご確認ください。
- ・申込期間終了後に、WEB申込の際に登録されたアドレスにテストセンターの予約案内メールを送信します。3月17日(月)になっても届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるように設定してください。
- ・予約案内メールに掲載しているURLからテストセンターの予約を行ってください。予約する際のIDとパスワードは受験申込時にe-古都ならで発行されたものとは異なります。ご注意ください。予約の変更は、受検日の前日の午後2時まで可能です。
- ・試験結果の流用はできません。
- ・期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた遅延等による期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。
- ・テストセンターでの受検には本人確認書類（顔写真付き身分証明書等）が必要です。詳細は、案内メールを確認してください。

**第2次試験（合否は4月中旬に発表する予定です。）**

試験内容・会場	日時
・個人面接 大和高田市内 (詳細は合格者に通知)	・個人面接、実技試験 4月上旬(予定)

第2次試験について

- ・合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・第2次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

※第1次試験合格者には、第2次試験面接日当日に、下記の書類の提出を求めます。予め準備を

しておいてください。

- ・最終学校卒業証明書【全職種】
- ・受験資格対象となる学校の卒業証明書（最終学校と同じ場合は省略可）【全職種】
- ・受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し【保健師】
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し【一般事務（障がい者対象）】

**第3次試験（合否は4月下旬に発表する予定です。）**

試験内容・会場	日時
・個人面接 大和高田市内 （詳細は合格者に通知）	・個人面接、実技試験 4月中旬(予定)

第3次試験について

- ・合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・第3次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

**4. 採用の時期**

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
  - ・採用予定者 令和7年7月1日付けで採用します。
  - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までです。

**5. 試験結果の開示**

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

**6. 給与・勤務条件等**

(1) 給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。行政職給料表における初任給月額は、大卒220,000円、短大卒204,400円、高校卒188,000円です。

※令和6年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて

支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

#### (2) 勤務時間及び休暇

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

#### (3) 福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

#### (4) 教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長、新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

### 7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験や検査を受験生本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、職員採用試験の実施及び採用後の人事労務管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページ及びe古都ならでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101

**教育委員会**

**教育委員会規則第1号**

大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

大和高田市就学指導委員会規則(昭和54年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大和高田市教育支援委員会規則

第1条中「適正な就学指導」を「適正な教育支援」に、「大和高田市就学指導委員会」を「大和高田市教育支援委員会」に改める。

第2条第1号中「就学指導」を「就学支援」に改め、同条第2号中「教育についての啓発及び指導」を「教育支援」に改める。

第3条第1項中「20人」を「30人」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 大和高田市立幼稚園の園長のうち教育長が指名する者
- (2) 大和高田市立中学校及び小学校の学校長のうち教育長が指名する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

第4条第2項中「委員が前条各号の職」を「前条第2項第1号又は第2号の規定により委嘱され、又は任命された委員が同項第1号又は第2号に規定する職」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**教育委員会規則第2号**

大和高田市中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則

大和高田市中央公民館管理運営規則(昭和47年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「午後10時」を「午後5時」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**教育委員会告示第2号**

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月19日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和7年2月26日（水）午後2時00分
- 2 場所  
市役所5階 会議室8
- 3 議案  
第1号 大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）について  
第2号 大和高田市通級による指導の実施の手続に関する要綱の一部を改正する告示（案）について  
第3号 大和高田市中心公民館管理運営規則の一部を改正する規則（案）について  
第4号 後援願いについて  
第5号 その他

### 教育委員会告示第3号

大和高田市通級による指導の実施の手続に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和7年2月26日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市通級による指導の実施の手続に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市通級による指導の実施の手続に関する要綱（平成22年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大和高田市就学指導委員会規則」を「大和高田市教育支援委員会規則」に、「大和高田市就学指導委員会その他関係機関」を「大和高田市教育支援委員会その他関係機関」に改める。

第6条第2項中「並びに当該児童等の保護者に対し、通級による指導の終了通知書（様式第7号）により」を「に対し通級による指導の終了通知書（様式第7号）を、当該児童等の保護者に対し通級による指導の終了通知書（様式第8号）をそれぞれ送付し、」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大和高田市教育委員会教育長 殿

(在学) 校  
大和高田市立 学校長

通級による指導の届出書

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けさせる必要があると認められますので、関係書類を添えて届け出ます。

児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年
	生 年 月 日	年 月 日生
	保 護 者 氏 名	
	障がいの種類・程度等	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年
	生 年 月 日	年 月 日生
	保 護 者 氏 名	
	障がいの種類・程度等	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年
	生 年 月 日	年 月 日生
	保 護 者 氏 名	
	障がいの種類・程度等	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年
	生 年 月 日	年 月 日生
	保 護 者 氏 名	
	障がいの種類・程度等	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年
	生 年 月 日	年 月 日生
	保 護 者 氏 名	
	障がいの種類・程度等	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

大和高田市立 学校長 殿  
（在学校・通級指導校）

大和高田市教育委員会教育長

通級による指導の決定通知書

年 月 日付けで届出のありました次の児童（生徒）は、通級による指導を受けさせることが適当であると決定しましたので通知します。

児童（生徒）の 氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	在学校	大和高田市立 学校	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
児童（生徒）の 氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	在学校	大和高田市立 学校	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
児童（生徒）の 氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	在学校	大和高田市立 学校	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
児童（生徒）の 氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	在学校	大和高田市立 学校	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
児童（生徒）の 氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	在学校	大和高田市立 学校	
	通級指導校	大和高田市立 学校	

様式第3号中

「 第 号  
年 月 日」を「 年 月 日」に、  
「 大和高田市立 学校長 印  
(通学指導校) 」を  
「 (通級指導校)  
大和高田市立 学校長 」に、表中「フリガナ」を「ふりがな」に、

性別	男 ・ 女
----	-------

」を

性別	
----	--

」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市教育委員会教育長 殿

（在学校）

大和高田市立 学校長

通級による指導に係る特別の教育課程届出書

年 月 日付けで通知のありました次の児童（生徒）の特別の教育課程を編成しましたので届け出ます。

児童（生徒）の氏名 ふりがな 性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
	学級担任氏名		
児童（生徒）の氏名 ふりがな 性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
	学級担任氏名		
児童（生徒）の氏名 ふりがな 性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
	学級担任氏名		
児童（生徒）の氏名 ふりがな 性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	通級指導校	大和高田市立 学校	
	学級担任氏名		
児童（生徒）の氏名 ふりがな 性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	通級指導校	大和高田市立 学	
	学級担任氏名		

※教育課程については、別紙で添付

様式第5号表中「フリガナ」を「ふりがな」に、

「

性別	男・女
----	-----

」を

「

性別	
----	--

」に改める。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市教育委員会教育長 殿

(在学校校長)  
大和高田市立 学校長

通級による指導の終了についての通知書

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けさせる必要がなくなったと判断しますので、通知します。

児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市立 学校長 殿  
（在学校）

大和高田市教育委員会教育長

通級による指導の終了通知書

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けさせる必要がなくなったと認められますので、通知します。

児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
児童（生徒）の氏名 ふりがな  性別（ ）	学 年	第 学年	障がいの種類・程度等
	生 年 月 日	年 月 日生	
	保 護 者 氏 名		
	指 導 終 了 理 由		
	指 導 開 始 年 月 日	年 月 日	
	指 導 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

様式第7号の次に次のように加える。

様式第8号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（保護者氏名） 様

大和高田市教育委員会教育長 印

通級による指導の終了通知書

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けさせる必要がなくなったと認められますので、通知します。

児童（生徒）の氏名等	氏 名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日生
	性 別	
	学 年	第 学年
在 学 校	大和高田市立 学校	
通級指導校	大和高田市立 学校	
通級による指導終了の理由		
指導開始年月日	年 月 日	
指導終了予定年月日	年 月 日	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第2号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和7年2月12日(水) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

**選挙管理委員会告示第3号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和7年3月3日(月) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

**監査委員**

**監査委員告示第1号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、

同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり公表します。

令和7年2月21日

大和高田市監査委員 田中 俊男  
同 橋本 俊哉

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

### 農業委員会

#### 農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年3月10日（月曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

### 公営企業

#### 上下水道事業公告第4号

##### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年2月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

（1）工事番号 高水契第57号

（2）工事名 奈良県橋梁工事に伴う給配水管移設受託工事（T01）

（3）工事場所 大和高田市 松塚 地内

- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 10,000,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 10,000,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 9,004,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年2月4日（火） ～ 令和7年2月20日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年2月4日（火） ～ 令和7年2月20日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年2月14日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年2月18日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>

入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年2月6日（木） ～ 令和7年2月19日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年2月20日（木） 午前10時	大和高田市上下水道事業庁舎 2階 上下水道部水道工務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シ

システムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部水道工務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5番22号

大和高田市 上下水道部 水道工務課

TEL (0745) 52-3901

FAX (0745) 23-3850

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasp-help.rx@ml.hitachi-systems.com)